

公 告

一般競争入札（総合評価落札方式）を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び岩倉市契約規則（昭和 46 年岩倉市規則第 14 号。以下「規則」という。）第 5 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 6 月 24 日

岩倉市長 久保田桂朗

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 旧青少年宿泊研修施設希望の家取壊し工事
- (2) 路線等の名称 一
- (3) 工事場所 岩倉市川井町江崎 3819 番地 1
- (4) 工事期間 令和 8 年 7 月 3 0 日から令和 8 年 1 2 月 2 5 日まで
- (5) 工事概要 解体工事 N=一式
 - ・ 宿泊研修施設（RC 3 階建、建築面積 709. 51 m²）解体工事 A=978 m²
 - ・ 自転車置場（S 造平屋建、建築面積 56 m²）解体工事 A=2 m²
 - 基礎杭撤去工事 N=一式
 - 浄化槽撤去工事 N=一式
 - 屋外施設撤去工事 N=一式
- (6) 予定価格 金 67, 820, 000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- (7) 調査基準価格 有
失格判断基準 有

(8) 実施方法

本案件は、入札参加申出書の提出、入札等をあいち電子調達共同システム（C A L S / E C）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）で行う対象案件である。電子入札システムは、以下のポータルサイトにアクセスして使用する。入札に際しては岩倉市電子入札実施要綱（以下「電子入札実施要綱」という。）等を熟読すること。なお、I C カード再取得手続中等、電子入札実施要綱第 9 条第 2 項の規定に該当し、紙入札での参加を希望する者は、「14 問合先」に電話で連絡し、指示を受けるものとする。

URL <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

(9) 入札方式

本入札は、価格と価格以外の要素を総合的に評価し、最も有利な者を落札者として決定する総合評価落札方式（特別簡易型）により行う。詳細については、別紙「総合評価落札方式に関する事項」による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条の規定により、解体

工事業について許可を受けている者

- (3) 令第 167 条の 4 第 2 項及び岩倉市指名停止取扱要領（平成 28 年 10 月 1 日施行）に基づく指名停止の措置を受けていない者
- (4) 岩倉市内に本店若しくは支店を有する者又は下記の市に本店を有する者で、当該本店又は支店が解体工事業について令和 8・9 年度の岩倉市建設工事入札参加資格者名簿に掲載されている者
 - 一宮市
- (5) 岩倉市内に本店又は支店を有する者については、令和 8・9 年度の岩倉市建設工事入札参加資格の認定における解体工事業の総合評定値（P）が 550 点以上である者、それ以外の者については、令和 8・9 年度の岩倉市建設工事入札参加資格の認定における解体工事業の総合評定値（P）が 700 点以上である者
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき手続き開始の申し立てがなされていない者（手続き開始決定後、資格の再認定を受けたものを除く。）
- (7) 岩倉市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 9 月 27 日付け岩倉市長・岩倉市水道事業岩倉市長・岩倉市教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者
- (8) 本工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない者

なお、本工事に係る設計業務の受託者とは、森設計室である。

3 入札参加申出書及び総合評価技術資料の提出方法

入札参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書（印は不要）及び総合評価技術資料を次のとおり提出しなければならない。また、入札参加申出書が正常にサーバーで処理された後、自動で入札参加申出書受付票を発行するので、電子入札システムで確認すること。

なお、期限までに一般競争入札参加申出書及び総合評価技術資料を提出しない者は、入札に参加することができない。

(1) 一般競争入札参加申出書及び総合評価技術資料の配付方法

令和 8 年 6 月 24 日（水）正午から 7 月 13 日（月）午後 5 時 00 分まで電子入札システム 入札情報サービス（入札公告）に掲載する。

(2) 一般競争入札参加申出書の提出方法及び提出期間

電子入札システムにて提出することとし、令和 8 年 6 月 24 日（水）正午から 7 月 13 日（月）午後 5 時 00 分までの電子入札システム利用可能時間とする。

(3) 総合評価技術資料の提出先及び提出期間

岩倉市役所 1 階会計管財課契約管財グループに提出することとし、令和 8 年 6 月 24 日（水）正午から 7 月 13 日（月）午後 4 時 00 分までの岩倉市役所開庁時間とする。

4 設計図書等を示す方法及び日時

本工事に係る設計図書等の閲覧を次のとおり行う。

(1) 閲覧方法

電子入札システム 入札情報サービス（入札公告）に掲載する。

(2) 閲覧期間

令和 8 年 6 月 24 日（水）正午から 7 月 15 日（水）午後 5 時 00 分までとする。

(3) 設計図書等に対する質問及び回答

一般競争入札参加申出書を提出した者で設計図書等に対する質問がある場合には、令和8年7月8日（水）午前11時00分までに提出するものとし、電子入札システム 入札情報サービス（入札公告）に掲載してある質問書（様式第1）を使用すること。回答については7月10日（金）午後3時00分までに電子入札システム 入札情報サービス（入札公告）に掲載する。

なお、質問書は岩倉市会計管財課契約管財グループに提出すること。メール、FAXにより質問書を提出する場合は、受信確認のため電話連絡を行うこと。

5 入札書及び工事費内訳書の提出方法等

(1) 提出方法

電子入札システムにより、入札書に必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付ファイルとして送信する。

(2) 工事費内訳書様式

入札情報サービスに掲載されている様式を使用する。

(3) 工事費内訳書ファイル名

「【会社名】工事費内訳書.xlsx」とする。

(4) 提出期間

令和8年7月14日（火）午前8時30分から7月15日（水）午後5時00分までの電子入札システム利用可能時間とする。

6 入札書開札の場所及び日時

(1) 場所

岩倉市役所1階会計管財課契約管財グループ

(2) 日時

令和8年7月16日（木）午前10時00分

7 入札の無効

(1) 本公告に示した入札参加者の資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者の入札は、無効とする。なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け指名停止期間中である者等、入札時点において入札参加資格のない者の行った入札は無効とする。

(2) 規則第12条に相当する入札は無効とする。

8 入札保証金

(1) 一般競争入札に参加しようとする者は、規則第9条の規定に基づく入札保証金を納めなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全額又は一部の納付を免除するものとする。

ア 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に官公庁等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 落札者の入札保証金は落札者から申出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

9 契約保証金

(1) 受注者は、規則第 29 条の規定に基づく契約保証金（契約金額の 100 分の 10）を納めなければならない。

(2) 契約保証金は、次に掲げる担保をもって代えることができる。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、岩倉市が確実と認める金融機関、又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(3) 契約保証金は次に掲げる場合において、全額又は一部の納付を免除するものとする。

ア この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結したとき。

イ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結したとき。

10 前金払及び中間前金払

(1) 前金払の割合は、10 分の 4 以内とする。

(2) 中間前金払の割合は、10 分の 2 以内とする。

11 落札者決定方法

(1) 本入札において、予定価格の範囲で入札をした者のうち、別紙「総合評価落札方式に関する事項」で算定された評価値が最も高い者（電子入札システムから発行される落札候補者決定通知書に記載される落札候補者リストの中で最も評価値が高い者。以下、「落札候補者」という。）の入札参加資格を審査し当該要件を満たしていることが確認できた場合に、当該落札候補者を落札者として決定する。入札参加者は開札日時以降に落札候補者決定通知書を確認し、自らの評価値が最も高い場合には、一般競争入札参加資格確認申請書及び次に掲げる添付書類を、落札候補者決定通知日から起算して 2 日以内（休日を除く。）に岩倉市会計管財課契約管財グループまで持参により提出すること。なお、評価値が最も高い者が複数いた場合は、電子くじにより落札候補順位を決定する。

(a) 配置予定技術者の資格証明書の写し（国家資格を有する者）。ただし、実務経験によるものについては経歴書

(b) 同種又は類似工事の施工実績調書（実績を有する場合）

(2) 落札者を決定したときは、落札者決定通知書により速やかに通知する。

(3) 落札候補者の入札参加資格の審査の結果、入札参加資格の要件を満たしていない場合には、適格者が確認できるまで、落札候補者の次の順位の評価値で入札した者を新たな落札候補者として入札参加資格を審査し当該要件を満たしていることを確認する。この場合は(1)中「落札候補者決定通知日」とあるのは、「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとする。また、技術資料を審査した結果、評価値が次順位の評価値を下回った場合も同様の扱いとする。

(4) 技術資料及び一般競争入札参加資格確認申請書に係る書類の審査にあたり、入札参加者の申告した加算点が審査した加算点*より過大となる評価項目がある場合は、ペナルティとしてその評価項目について審査した加算点から減点を行う。減点（減じる点数）は下記の計算式のとおりとする。ただし、入札参加者の申告した加算点が審査した加算点より過少となる評価項目がある場合は、その評価項目の加算点の見直しは行わないものとする。

減点＝入札参加者が申告した加算点－審査した加算点

※審査した加算点とは、発注者が審査書類を確認した結果の加算点とする。

- (5) 落札候補者の入札価格が岩倉市低入札価格調査等実施要領（平成 29 年 10 月 1 日施行）第 3 条の調査基準価格を下回った場合において、その者により当該契約書の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、次順位の評価値をもって入札をした者を新たな落札候補者とする。
- (6) 失格判断基準
入札価格が調査基準価格を下回ったもので、かつ、岩倉市低入札価格調査等実施要領第 4 条の失格判断基準のいずれかに該当した場合は、その者の入札は失格となる。
- (7) 落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていない場合には、当該落札候補者に対して一般競争入札参加不適格通知書に理由を付し通知する。
- (8) 一般競争入札参加不適格通知書を受領した者は、その通知を受領した日から起算して 5 日以内（休日を除く。）に、その理由に対して書面により説明を求めることができる。

12 その他

- (1) 工期は、事情により変更することがある。
- (2) 一般競争入札参加申出書等の作成説明会及び現場説明は実施しない。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (4) 入札にあたって、事前に談合情報等が寄せられた場合、岩倉市談合情報による入札参加業者のくじ実施要領により入札に参加できる業者の数をくじにより減少する措置をとることがある。
- (5) 一般競争入札に参加する者が営業停止処分を受けた場合、営業停止期間中は、入札参加申出書の提出、入札等の営業活動はできないものとする。
- (6) 独占禁止法違反等の不正行為に関与した事実が判明した時は入札参加資格を取り消すものとする。
- (7) 落札者は、法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知するものとする。
- (8) 契約書の作成は受注者とする。

13 工期の延長について

受注者又は下請負人のいずれの責めにも帰することのできない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、工期の延長について協議に応じるものとする。

14 問合せ先

岩倉市栄町一丁目 66 番地 岩倉市会計管財課契約管財グループ（市役所 1 階）

直通電話:0587-38-5800 FAX:0587-66-8715

メール:keiyaku@city.iwakura.lg.jp

工事名 旧青少年宿泊研修施設希望の家取壊し工事

路線名等 ー

工事場所 岩倉市川井町江崎 3819 番地 1

本工事における総合評価落札方式の評価方法については、下記のとおりです。入札参加者の技術資料から評価項目を評価し、下記（１）で算定された評価値が最も高い者を落札候補者とします。

（１）評価値の算出方法

入札参加者の技術資料により、（２）の項目を評価して加算点を計算します。

評価値は次式で計算します。

$$\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{標準点} \} \times (\text{予定価格} \div \text{入札価格}) \quad \dots \text{①}$$

ただし、入札価格が、岩倉市低入札価格調査等実施要領第 3 条により定められた基準価格（以下「基準価格」という。）を下回る場合は、①式を適用せず、入札価格にかえて据置価格を代入した次の②式で計算します。

$$\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{標準点} \} \times (\text{予定価格} \div \text{据置価格}) \quad \dots \text{②}$$

②式における据置価格は、基準価格と同じとします。

なお、標準点は 100 点であり、加算点合計は最大 26.5 点です。

（２）評価項目と評価基準

各評価項目について次表の評価基準に基づき加点します。

また、過去の実績や今回の入札参加者が JV の場合は、別紙 1 に掲げる表のとおりとします。

（３）評価項目の審査

加算点は、技術資料及び添付書類に基づき、上記の評価基準で審査して算出します。提出書類のみでは判断ができない場合は内容の確認や追加資料の提出を求めることがあります。また、提出した書類の記載内容が事実と異なる場合でも書類の再提出は認められないので、各評価項目の実績等が記載漏れの場合は加点対象となりません。

（４）その他

- ・ 技術資料の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とします。
- ・ 提出された技術資料は返却しません。
- ・ 加算点、入札金額及び評価値は入札後公表します。
- ・ 提出書類に虚偽記載等明らかに悪質な行為が判明した場合は、落札を取り消し、又は契約を解除します。

(A) 企業の技術力に関する事項 (配点10点)

評価項目		評価基準	加算点
①企業評価対象工事の施工実績(令和3年4月1日から当該工事の公告の日までに完了) ※1※2※3		岩倉市発注2件以上	3点
		岩倉市発注1件	2点
		岩倉市以外の発注1件以上	1点
		該当なし	0点
②工事成績 (イ)と(ロ)のうち、加算点の大きい方を適用する。) ※4	(イ) 令和5年度から令和7年度に完了した岩倉市発注工事の工事成績評定点の各年度最上位成績の平均点	80点以上	5点
		75点以上80点未満	4点
		70点以上75点未満	3点
		上記に該当しない	0点
	(ロ) 令和5年度から令和7年度に完了した愛知県発注工事の工事成績評定点の各年度最上位成績の平均点	83点以上	3点
		79点以上83点未満	2点
		75点以上79点未満	1点
		上記に該当しない	0点
③中長期的な担い手の確保(令和6年4月1日から当該工事の公告の日まで) ※5※6		若手技術者の雇用実績あり	1点
		上記に該当しない	0点
④ISO9001認証取得の有無※7		認証あり	1点
		認証なし	0点

※1企業評価対象工事とは、元請として行った次に掲げる工事です。

1件当たりの契約金額が5,000万円以上の解体工事

※2本件入札に参加する営業所(「営業所」には主たる営業所を含む。以下同じ。)の施工実績は、県外で行ったものも含めます。また、愛知県内にある他の営業所の施工実績も対象とします。

※3国・地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事の実績を対象とします。

なお、「地方公共団体」の取扱い及び「特殊法人等」に該当する機関については、別紙2を参照してください。(以下同じ。)

※4過去の元請としての岩倉市又は愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事のうち、解体工事業に関する工事成績評定点を対象とします。各年度最上位成績の平均点(小数以下は切り捨て)の算出にあたり、実績の無い年度又は工事成績評定点が評価基準未満の年度については、工事成績評定点を岩倉市発注は69点、愛知県発注は74点とみなして計算します。

※5若手技術者を新たに雇用した場合の実績を認めます。若手技術者は期限の定めのない雇用契約を締結する労働者(以下「正規社員」という。)に限り認めます。(日付については、労働条件通知書又は労働契約書等の日付で判断します。)ただし、同一企業での再雇用は認めません。また入札参加資格確認申請書提出時点で、その正規社員の雇用が継続していることが必要です。

※6若手技術者とは、新規雇用された日(労働条件通知書又は労働契約書等)において、満年齢29歳以下で、建設業法第7条第二号イで定める学校の建設業法施行規則第1条に定める学科(国土交通省令で定める学科)又は施工技術検定規則第5条第1項第六号、同条第2項第一号ハ、同項第二号ハ、同項第三号ハ及び同項第四号ハの規定により、技術検定試験の受験資格の認定を受けた学校・学科を卒業した者としてします。

なお、建設業法施行規則第1条に定める学科、技術検定試験の受験資格の認定を受けた学科は当該工事と同業種に限定するものではありません。

※7本件入札に参加する営業所が認証されていることとします。

(B) 配置予定の主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）の能力に関する事項（配点7点）

評価項目		評価基準	加算点
①技術者評価対象工事の施工実績（令和3年4月1日から当該工事の公告の日までに完了）※1※2※3※4-1※6		岩倉市発注1件以上	2点
		岩倉市以外の発注1件以上	1点
		該当なし	0点
②工事成績 （（イ）と（ロ）のうち、加算点の大きい方を適用する。）※3※4-2 ※5※6	（イ）令和3年4月1日から当該工事の公告の日までに完了した岩倉市発注工事の工事成績評定点の最上位成績点	80点以上	5点
		75点以上80点未満	4点
		70点以上75点未満	3点
		上記に該当しない	0点
	（ロ）令和3年4月1日から当該工事の公告の日までに完了した愛知県発注工事の工事成績評定点の最上位成績点	83点以上	3点
		79点以上83点未満	2点
		75点以上79点未満	1点
		上記に該当しない	0点

※1 技術者評価対象工事とは、元請として行った次に掲げる工事です。

1件当たりの契約金額が5,000万円以上の解体工事

※2 国・地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事の実績を対象とします。

※3 工場製作期間と現場作業期間で配置予定技術者が異なる場合には、現場作業期間における配置予定技術者に係る実績を対象とします。

※4-1 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を求めます。なお、工事の途中で監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の交代があった場合は、コリンズの変更届及び実施工程表等により従事した経験が確認できる場合に限り認めます。また、監理技術者補佐として従事した実績については、専任で従事した実績に限りします。

※4-2 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を求めます。なお、工事の途中で監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の交代があった場合は、工期の半分以上かつ完了時まで従事した実績を認めます。また、監理技術者補佐として従事した実績については、専任で従事した実績に限りします。

※5 過去の元請としての岩倉市又は愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事のうち、解体工事業に関する工事成績評定点を対象とします。

※6 ①、②の実績は同一人のものであること。なお、入札参加申し込みの時点で配置予定技術者を特定することができない場合は、候補とする配置予定技術者のうち、加算点の合計が最も低い技術者の点数を使用します。また、ペナルティーについては、①、②の加算点の合計に対して適用します。

(C) 地域精通度・地域貢献度に関する事項 (配点9. 5点)

評価項目	評価基準	加算点
①本支店の所在地 ^{※1}	本店が岩倉市内にあり	2点
	支店が岩倉市内にあり	1点
	上記項目に該当しない	0点
②岩倉市発注の公共工事施工実績 (令和3年4月1日から当該工事の公告の日までに完了) ^{※2}	実績あり	1点
	該当なし	0点
③災害協定等に基づく活動実績 (令和7年4月1日から当該工事の公告の日まで) ^{※3}	岩倉市との協定に基づく活動実績あり	2点
	愛知県との協定に基づく活動実績あり	1点
	該当なし	0点
④いわゆるゼロカーボン事業者認証取得の有無 ^{※4}	該当あり	1点
	該当なし	0点
⑤女性の活躍促進宣言の有無 ^{※5}	該当あり	0.5点
	該当なし	0点
⑥週休2日工事の取組実績の有無 (令和6年4月1日から当該工事の公告の日までに完了) ^{※6}	完全週休2日工事の取組証あり	2点
	月単位又は通期の週休2日工事の取組証あり	1点
	該当なし	0点
⑦ISO14001認証取得の有無 ^{※7}	認証あり	1点
	認証なし	0点

※1建設業法に規定する解体工事業の営業登録をしている営業所に限ります。

※2元請として行った、建設業法上の分類による解体工事業の工事を実績として認めます。

※3活動実績とは、巡視業務、風水害時の水防対策業務、緊急維持修繕及び雪氷対策並びに岩倉市が主催する防災訓練とします。

※4当該工事の公告の日において、いわゆるゼロカーボン事業者認証制度実施要綱に定める認証の認証期間内であることとします。また、岩倉市が発行する認証通知書又は更新通知書の写しを提出してください。

※5愛知県民文化局男女共同参画推進課が発行する「女性の活躍促進宣言受理証明書」の写しを提出してください。

※6岩倉市発注工事のうち、解体工事での実績を対象とします。

※7本件入札に参加する営業所が認証されていることとします。

各評価項目の共同企業体の扱いについては、以下の表のとおりとする。

共同企業体での入札参加、及び共同企業体で行った過去の実績等に関する取扱い(単体及び特定建設共同企業体での入札)

今回入札	過去実績	入札参加資格		総合評価項目											
		企業施工実績	企業の同種工事施工実績	企業の工事成績	中長期的な担い手の確保	ISO9001の認証	配置予定技術者の施工実績	配置予定技術者の工事成績	本店の所在地	岩倉市発注の同種工事実績	災害協定等に基づく活動実績	いわくらゼロカーボン事業者認証	女性の活躍促進宣言の有無	完全週休2日工事・月単位又は通期の週休2日工事の取組実績の有無(岩倉市発注の同種工事での取組実績とする)	ISO14001の認証
単体	単体	該当工事全部を認める	県内の営業所実績(県外工事も該当)を認める	該当業種工事全部を対象とする	制限なし	制限なし	元請工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を認める ただし施工実績及び工事成績は同一のものとする	元請工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を認める ただし施工実績及び工事成績は同一のものとする	制限なし	県内の営業所実績を認める	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
	特定JV	出資比率20%以上の構成員である場合の実績を認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして対象とする	/	/	/	/	/	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	/	/	/	/	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める
特定JV	単体	該当工事全部を認める	今回入札JV構成員のいずれか1者の県内の営業所実績(県外工事も該当)を認める	今回入札JV代表構成員の該当業種工事全部を対象とする	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	代表構成員が配置する技術者の元請工事における監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を認める ただし施工実績及び工事成績は同一のものとする	代表構成員が配置する技術者の元請工事における監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を認める ただし施工実績及び工事成績は同一のものとする	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	今回入札JV構成員のいずれか1者の県内営業所実績を認める	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	今回入札JV構成員のいずれか1者の実績を認める	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める
	特定JV	出資比率20%以上の構成員である場合の実績を認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	/	/	/	/	/	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	/	/	/	/	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める

注1) 過去の実績として、例えば、単体の実績であれば「過去実績」の「単体」の行、特定JVでの実績なら「特定JV」の行を選びます。選んだ行と、「総合評価項目」の項目(企業の同種工事施工実績等)の列がクロスする部分に、実績等の取扱いが記載されています。

注2) 「企業の同種工事施工実績」について、今回入札JVと過去実績JVが同一の企業で構成される場合、実績件数を重複して認めません。

1 「地方公共団体」の取扱い

本公告における「地方公共団体」には、普通地方公共団体のほか、特別地方公共団体(一部事務組合等)も含まれます。

- (例)・名古屋港管理組合(愛知県、名古屋市)
 ・愛知県競馬組合(愛知県、名古屋市、豊明市)

2 「特殊法人等」に該当する公共工事発注機関

本公告における「特殊法人等」とは、下記に掲げるものに限りです。

(1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条に規定されている「特殊法人等」

*注意事項

- ・特殊法人等の改革により、国関連の法人の名称、組織等が変更しているのに注意すること。
- ・旅客鉄道株式会社各社は、同法施行令第1条に規定がないため該当しません。

(2) 地方公社

① 地方道路公社法に基づき地方公共団体が設立した「道路公社」

「愛知県道路公社」(「愛知道路コンセッション株式会社」との間で建設マネジメント契約を締結したコンストラクションマネージャー(前田建設工業株式会社中部支店)を含む)、「名古屋高速道路公社」等

② 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき地方公共団体が設立した「土地開発公社」

③ 地方住宅供給公社法に基づき地方公共団体が設立した「住宅供給公社」

(3) 認可(指定)法人等

公共(益)施設を設置又は整備する機関として個別の法律により国の認可、指定等を受けた愛知県が出資している法人とする。

(例)・日本下水道事業団(日本下水道事業団法)

- ・中部国際空港株式会社(中部国際空港の設置及び管理に関する法律)

(4) 県と同等の発注機関として認める「特殊法人等」

愛知県が出えんし、愛知県知事が団体の代表となっている法人等のうち愛知県建設局、都市・交通局又は建築局が所管しているもの

(例)・全国都市緑化あいちフェア実行委員会

以下の団体は、愛知県知事が団体の代表となっていないため該当しません。

- ・公益財団法人愛知水と緑の公社
- ・公益財団法人愛知県都市整備協会

*注意事項

- ・「公共工事」を発注することが認められる法人等に限られます。